

# 自動車の所有者等の心得と保険制度



## 1 自動車の登録(届出)と検査 (車両法4・19・58・61・66・73・97の3)

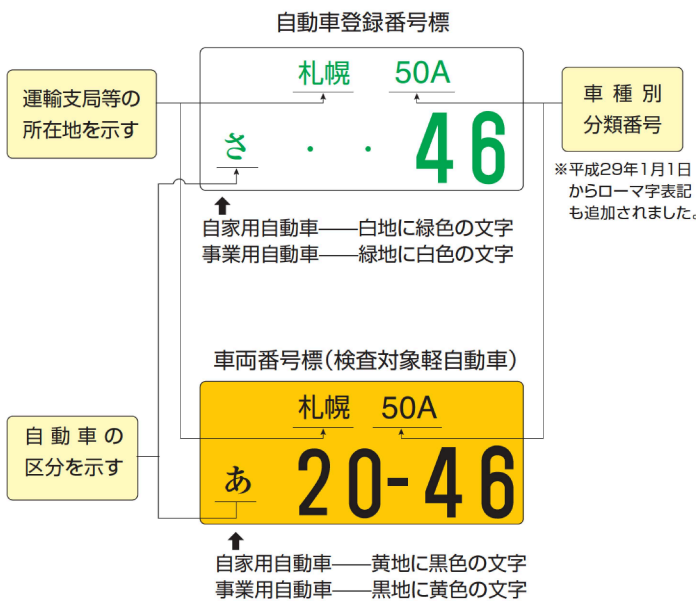
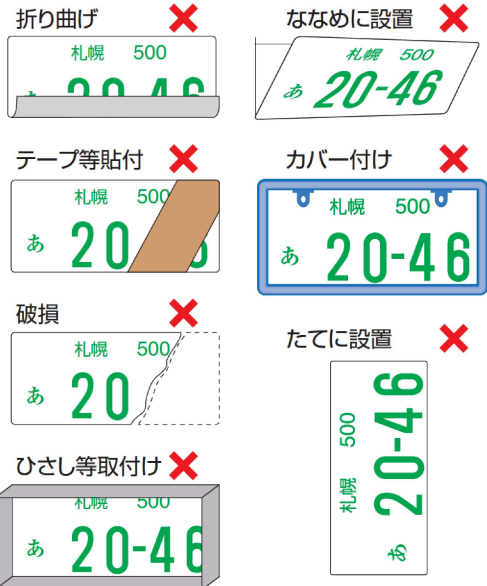
### 1 自動車の登録(届出)

自動車は登録を受け(軽自動車は届出)て、**番号標**(ナンバー・プレート)をつけなければなりません。



#### 「番号標不表示車の運転の禁止」

番号標を取り外したり、折り曲げて見えないようにした車を運転してはいけません。



#### 「番号標の車種別分類番号」

番号標の分類番号	道路運送車両法の区分	道路交通法の車種別区分
1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ	普通貨物車	大型貨物車、中型貨物車、準中型貨物車、普通貨物車(2,000ccを超える)
2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ	普通乗用車(11人以上)	大型乗用車(30人以上)、中型乗用車(11人以上)
3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ	普通乗用車(10人以下)	準中型乗用車、普通乗用車(10人以下、2,000ccを超える)
4、40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	小型貨物車(三輪を除く)	普通貨物車(2,000cc以下)
6、60～69、600～699、60A～69Z、6A0～6Z9、6AA～6ZZ	軽自動車貨物	普通貨物車(50ccを超え660cc以下)
40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ	軽自動車貨物	普通貨物車(50ccを超え660cc以下)
5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ	小型乗用車	普通乗用車(2,000cc以下)
7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ	軽自動車乗用	普通乗用車(50ccを超え660cc以下)
50～59、500～599、700～799、50A～59Z、70A～79Z、5A0～5Z9、7A0～7Z9、5AA～5ZZ、7AA～7ZZ	軽自動車乗用	普通乗用車(50ccを超え660cc以下)
8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ	散水車、広告宣伝車、豊きゅう車など	大型・中型・準中型車・普通車の特種用途車
9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ	大型特殊車	大型特殊車
0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ	大型特殊車(建設機械)	大型特殊車(建設機械)

## 2 自動車の検査（車検）

### 1 検査を受ける義務

自動車（検査対象外軽自動車、小型特殊自動車を除く。）は、一定の時期に検査を受けなければなりません。

### 2 検査標章

自動車の検査に合格すると自動車検査証とともに検査標章が交付されます。この検査標章を、自動車の前面ガラスの内側に貼り付けて表示します。

運転者室又は前面ガラスのない検査対象軽自動車は、車両番号標の左上部に見易いように貼り付けます。

注!

#### 「検査対象外軽自動車」

- ① 二輪の軽自動車
- ② カタビラ及びそりを有する軽自動車
- ③ 被けん引自動車である軽自動車（①の軽自動車又は小型特殊自動車によりけん引されるものに限る。）

以上の自動車と原動機付自転車は、検査制度が適用にならないため検査標章がないので、その代わりに自動車損害賠償保障法による「保険標章」を表示することになっています。

## Research

より深く…

### 「検査の時期」

1年ごとに検査を受ける自動車	2年ごとに検査を受ける自動車
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車（ハイヤー・タクシーなど）</li> <li>・ 大型自動車</li> <li>・ 家用の普通貨物自動車（660cc以下のものを除く。）</li> </ul> ※車両総重量8トン未満の貨物自動車は、1回目のみ2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家用の普通乗用自動車（1回目は3年）</li> <li>・ 家用又は事業用の軽自動車及び二輪の小型自動車（1回目のみ3年）</li> <li>・ 250ccを超える大型自動二輪車及び普通自動二輪車</li> </ul>

#### ◇検査標章

四輪車（660ccを超えるもの）  
二輪車（250ccを超えるもの）  
（平成29年1月1日から交付）（4×4cm）



検査証の有効期間の満了する年を表す数字の位置は、  
平成29年（左上）  
平成30年（右上）  
平成31年（右下）  
令和2年（左下）  
とし、令和3年以降は順次これを繰り返します。中央の数字は月を示します。

（平成28年末までに交付）（3×3cm）



当分の間、使用することができます。

#### ◇検査標章

検査対象軽自動車  
（660cc以下の普通自動車）  
（平成26年1月1日から交付）



上部（楕円内）の数字は、検査証の有効期間の満了する年を、中央の数字は月を示します。

（平成25年末までに交付）



当分の間、使用することができます。

#### ◇保険標章

（検査対象外軽自動車、  
原動機付自転車）



上部（円形内）の数字は保険期間の満了する年を、中央の数字は満了する月を示します。

地色の色分けは、  
黄色（平成28年）、  
緑色（平成29年）、  
青色（平成30年）、  
橙色（平成31年）、  
紫色（令和2年）、  
黄緑色（令和3年）、  
赤色（令和4年）  
です。

### 3 自動車検査証及び自賠責保険証明書の備え付け

自動車には有効な自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書を備えていなければなりません。

### Research より深く…

「自動車損害賠償責任共済証明書」とは、

J A（農業協同組合）及び同連合会で扱う強制保険で自賠責保険と同様に扱われる共済制度の証明書です。

### 4 定期点検

自動車の使用者は、自動車の車種及び用途などに応じ、次のように定められた期間内に点検し、必要な整備をしなければなりません。

- ① 事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車……………3か月ごと
- ② 自家用の準中型貨物自動車及び普通貨物自動車……………6か月ごと
- ③ 自家用の普通乗用自動車……………1年ごと



「レンタカー」については、

準中型貨物自動車、普通貨物自動車などは3か月ごとに、普通乗用自動車などは6か月ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。

### 5 自動車の管理

自動車の所有者は、無免許の人や酒を飲んだ人に車を貸してはいけません。

また、車を勝手に持ち出されないように、車のかぎの保管に十分注意しましょう。

◆万が一に備えて、必ず保険に加入しましょう。

## 2 保険加入の必要性

自動車による交通事故は、運転者だけでなく全く関係のない人にも大きな不幸を招くこととなります。このため運転者の義務として事故が起きた場合に備え、その責任を果たすためにも保険の加入が必要です。



## 3 自動車保険の種類と仕組み (自賠法5・15・16・17・19、自賠法施行令2)

自動車及び原動機付自転車によって、交通事故を起こした場合、その所有者や運転者には、損害賠償責任が生じます。この損害賠償責任を保障するものとして自動車保険制度があります。

自動車保険は、

- 自動車損害賠償責任保険（強制保険）
- 自動車保険（任意保険）

とがあります。

## 1 自動車損害賠償責任保険（強制保険）

### 1 強制保険への加入

自動車（農耕作業用小型特殊自動車を除く。）や原動機付自転車は、必ず自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）か自動車損害賠償責任共済（責任共済）に加入しなければなりません。この保険に加入していない自動車を運行しますと、懲役や罰金刑に処せられ行政処分の対象になります。

また、自動車の検査などの手続きを受けるにも、保険証明書の提示が必要ですし、運転中も必ず携行しなければなりません。

自動車検査対象外軽自動車や原動機付自転車の所有者は、保険の満期日を忘れないよう注意し、継続契約の手続きをしましょう。

### 2 保険金の請求など

#### ① 加害者請求

加害者は、被害者に損害賠償金を支払った後、その範囲内で保険会社に対し保険金の請求ができます。これは3年で時効になりますので早目に請求をする必要があります。

**注!**

この請求には、示談金の領収証や自動車安全運転センターの事故証明書、その他の書類が必要になりますが、詳しくは保険会社の窓口にお問い合わせればわかります。

#### ② 被害者請求

加害者からの損害賠償が手間どるようなときは、被害者から直接加害者の加入している保険会社に対して損害賠償金の請求ができます。これも時効は3年です。

**注!**

治療が長引いたり、後遺障がいが確定しないなどの理由で3年以内の請求ができないときは、前もって保険会社に相談しておきましょう。

また、被害者が当座の費用や生活費に困る場合、損害賠償を受けるまでの間、その一部を仮渡金として直接保険会社に請求することができます。

**注!**

治療日数が10日以内の傷害については、仮渡金の請求ができません。

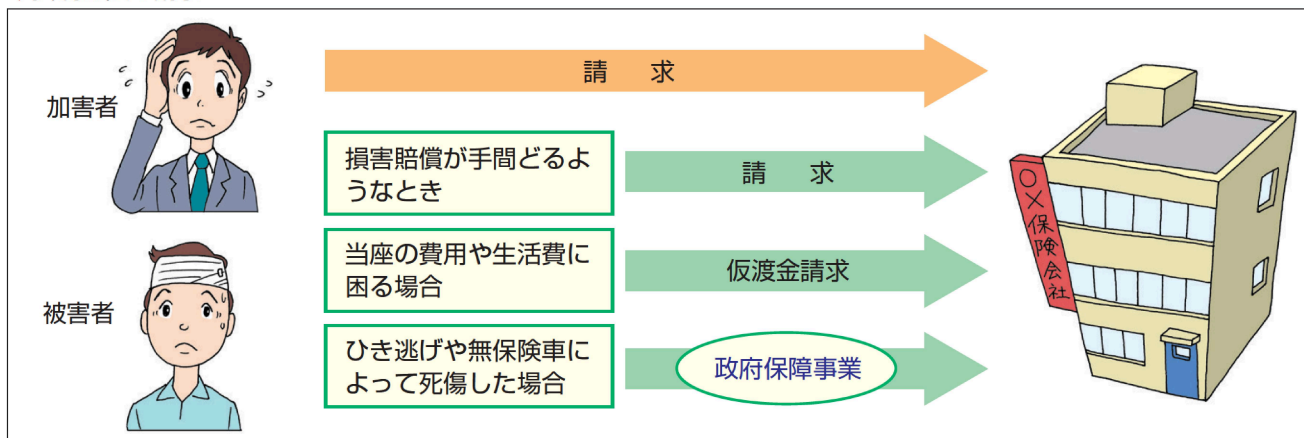
#### ③ 保険金（又は損害賠償額）の支払限度及び仮渡金の額

死亡、傷害の別（1人につき）	保険金	仮渡金
死亡による損害	最高3,000万円	290万円
死亡に至るまでの傷害による損害	最高120万円	傷害の程度に応じて 40万円 20万円 5万円
介護を要する後遺障がいによる損害	3,000万円～最高4,000万円	
介護を要する後遺障がいに至るまでの傷害による損害	最高120万円	
傷害を受けた人		
後遺障がい補償費	75万円～最高3,000万円	

#### ④ その他

ひき逃げされたり、無保険車によって死傷した場合の被害者は、政府保障事業という制度を利用することができます。これは損害保険会社や自賠責共済の営業窓口で受け付けることになっています。

#### ◆強制保険の請求



## 2 任意自動車保険（任意保険）

### 1 任意保険の種類

強制保険だけでは、賠償できない高額な損害賠償や物損事故、自損事故に備えて任意保険に加入しておきましょう。

任意保険は目的によってセットで加入したり、単独で加入できるようになっています。

種類	内容	自家用自動車総合保険	自家用自動車自保	自動車自保	自動車運転者損害賠償責任保険
対人賠償保険	他人を死傷させた場合に対する保険	●	●	●	●
対物賠償保険	他人の車や物を損壊させた場合に対する保険	●	●	●	●
車両保険	自分の車が、衝突や盗難、火災などにあつた場合に対する保険	●		●	
自損事故保険	単独事故で、自分が死傷した場合に対する保険（対人賠償保険に加入すると自動的に付帯）	●	●		
搭乗者傷害保険	同乗者が死傷した場合に対する保険（車両保険か賠償保険と組み合わせて契約）	●	●		
無保険車傷害保険	保険に加入していない車に衝突され死傷した場合に対する保険	●	●		

※保険金の請求や問い合わせは、加入した保険会社にするようにしましょう。

### 2 保険金の請求など

事故が発生した場合は、できるだけ早く（60日以内）保険会社に事故の内容などを連絡しておきます。

また、示談をしたり、訴訟を起こす場合、事故車の修理をする場合なども連絡しておきます。

請求に必要な書類は、保険会社に問い合わせればわかりますが、車両保険、対物保険の場合には、事故の状況写真が必要ですので注意しましょう。

### 3 事故の相談機関

損害賠償の話合いは、示談屋などの介入を避け、誠意をもって進めるようにしましょう。

また、必要があるときは、下記の相談機関で相談するようにしましょう（無料）。

- ① 都道府県交通事故相談所（都道府県庁内）
- ② 大きな市の交通事故相談所（市役所内）
- ③ 警察の交通事故相談係（警察署内）
- ④ 日弁連交通事故相談センター相談所（地区弁護士会内）
- ⑤ 交通安全協会交通相談所（交通安全協会内）
- ⑥ 交通安全活動推進センター
- ⑦ 損害保険会社の交通事故相談所（全国の各店舗内）
- ⑧ 損害保険協会の自動車保険請求相談センター（全国54箇所）
- ⑨ 交通事故紛争処理センター  
 札幌（011）281-3241  
 仙台（022）263-7231  
 東京（03）3346-1756  
 名古屋（052）581-9491  
 大阪（06）6227-0277  
 広島（082）249-5421  
 高松（087）822-5005  
 福岡（092）721-0881
- ⑩ 各都道府県共済農業協同組合連合会交通事故相談所（全国47箇所）

### Research

より深く…

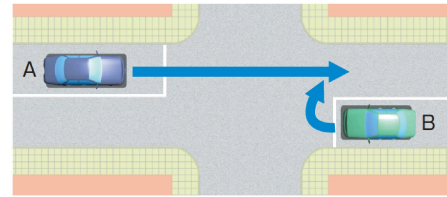
#### 「過失相殺の例」

過失割合は、あくまで基本的なもののなので、状況により数値は変わります。

〈右折転回車と直進車の事故の場合〉

- A車（直進）は、B車を発見したが、減速せず。
- B車（右折転回）は、状況確認せず転回。

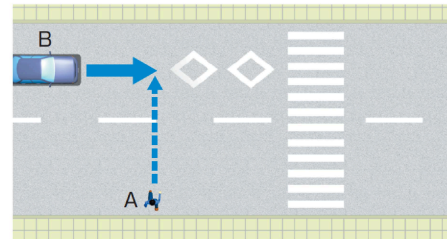
過失割合 A車40%：B車60%



〈横断歩道外の事故の場合〉

- 近くに横断歩道、歩道橋あり。

過失割合 A（歩行者）40%：B（車）60%



### Research

より深く…

### 4 過失相殺

交通事故の場合、過失が被害者にもあるときは、その過失の程度に応じて、損害賠償額が減額されることがあります。これは、被害者の方に信号無視や飛び出しなどの違反があった場合などに適用されます。

#### 「交通事故賠償に関する主な高額判決例」

認定総損害額	被害者の性別・年齢	被害者の職業	被害態様
5億2,853万円	男41歳	眼科開業医	死亡
3億9,725万円	男21歳	大学生	後遺症
3億9,510万円	男20歳	大学生	後遺症
3億8,281万円	男29歳	会社員	後遺症
3億7,886万円	男23歳	会社員	後遺症
3億7,370万円	男7歳	小学生	後遺症
3億6,750万円	男38歳	開業医	死亡
3億6,551万円	男14歳	中学生	後遺症
3億5,978万円	男25歳	大学研究科在籍	後遺症
3億5,618万円	男25歳	美容室店長	後遺症
3億5,332万円	男37歳	アルバイト	後遺症
3億4,791万円	女18歳	高校生	後遺症
3億4,614万円	女25歳	会社員	後遺症

注 認定総損害額とは被害者の総損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の額です。

### 「使用者の義務など」

- 1 車の使用者は、運転者に交通規則を守らせ、安全運転管理者などに安全運転の管理をさせるように努めなければなりません。自動車運転代行業者が、その業務に従事する運転者に代行運転自動車を運転させる場合も同様です。
- 2 消防用自動車などの緊急自動車や道路維持作業用自動車の使用者は、安全運転管理者を置いている場合を除き、運転者に対し、安全運転に必要な交通安全教育を行うよう努めなければなりません。
- 3 車の使用者は、車の適正な駐車のために必要な措置を講じなければなりません。
- 4 運転者が次のようなことをしたときには、公安委員会から、その車の使用者に対して、再発を防止するために必要な措置をとることを指示されることがあります。それでも、なおこのようなことが繰り返された場合には、使用者は、一定期間その自動車を運転したり、運転させたりすることができなくなる処分を受けることがあります。
  - ① 最高速度違反行為（最高速度を超える速度で車を運転する行為をいいます。）
  - ② 過積載運転行為（過積載をして車を運転する行為をいいます。）
  - ③ 過労運転（過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車を運転する行為をいいます。）
 なお、自動車運転代行業者は、代行運転自動車や随伴用自動車の運転者が①、③の行為や駐停車違反行為（違法に駐車又は停車をする行為をいいます。）をしたときにも、公安委員会から、再発を防止するために必要な措置をとることを指示されたり、その営業を停止する処分を受けたりすることがあります。
- 5 公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられた車の使用者は、それ以前に放置違反金の納付を命ぜられたことがあるときは、一定期間その車を運転したり、運転させたりすることができなくなる処分を受けることがあります。
- 6 放置違反金を納付の期限までに納付せず、公安委員会から督促を受けた自動車の使用者は、その放置違反金、延滞金及び手数料を納付したことなどを証する書面を提示しなければ、新たに自動車検査証を受けることができません。

### 「安全運転管理者など」

- 1 自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台（大型自動二輪車と普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算します。）以上の車を使用する事業所ごとに、安全運転管理者を置かなければなりません。また、自動車運転代行業者は、その営業所ごとに安全運転管理者を置かなければなりません。
- 2 20台以上の自動車（大型自動二輪車と普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算します。）を使用する事業所（自動車運転代行業者にあっては、10台以上の随伴用自動車を使用する営業所）には、それぞれ使用する台数に応じて所定の数の副安全運転管理者を置かなければなりません。
- 3 安全運転管理者は、次のことを確実に行って、運転者に安全な運転をさせるようにしなければなりません。また、副安全運転管理者は、これらの業務について安全運転管理者を補助しなければなりません。
  - ① 交通安全教育を行うこと。
  - ② 自動車の運転についての運転者の適性、技能、知識や運転者が交通規則を守っているかを把握するための措置をとること。
  - ③ 最高速度違反行為、過積載運転行為、過労運転、違法な駐車をした場合において、運転者が車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（代行運転自動車及び随伴用自動車については駐停車違反行為）の防止などに十分気を配って運行計画を作成すること。
  - ④ 長距離運転などの場合は、交代運転者を配置すること。
  - ⑤ 異常な気象や天災などの場合は、必要な指示をするなど安全運転をさせるための措置をとること。
  - ⑥ 日常点検の実施や運転者の健康状態などを確認し、安全運転に必要な指示をすること。
  - ⑦ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認し、その記録を1年間保存すること。
  - ⑧ 運転日誌をつけさせること。
  - ⑨ 自動車の運転についての技能、知識など安全運転に必要な事項について指導すること。
- 4 自動車の使用者や安全運転管理者など自動車の運行を直接管理する者は、運転者に次のようなことをさせたり、黙認したりしてはいけません。このような場合は、一定期間その自動車を運転したり、運転させたりすることができなくなる処分を受けることがあります。
  - ① 無免許運転（免許停止中の運転を含みます。）や無資格運転
  - ② 最高速度違反行為
  - ③ 酒酔い運転や酒気帯び運転
  - ④ 麻薬、覚せい剤、シンナー等の服用運転や過労運転等
  - ⑤ 積載の制限に違反して自動車を運転する行為
  - ⑥ 違法な駐車をした場合において、運転者が車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為



また、自動車運転代行業者やその安全運転管理者などは、代行運転自動車の運転者に対しては、①から④の行為又は駐停車違反行為を、随伴用自動車に対しては①から⑤の行為又は駐停車違反行為をさせたり、黙認したりしてはいけません。

## セーフティエチケット

## 子どもの安全

「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」では、近年全国で下校中の児童が連れ去られ、殺害される凶悪事件が相次ぎ、道内でも「声かけ事案」が増加している現状を踏まえ、『みんなで守ろう子どもたち「子どもの安全を見守る運動」』を推進しています。

私たち一人ひとりには、自分の住んでいる地域を安全で安心な町にし、子どもたちを守る責任があります。もし子どもが事故や事件に巻き込まれ、助けを求めているときには、次のように子どもの立場に立った思いやりのある対応をしてあげましょう。

- ① 自分が落ち着き、子どもの話を聞く。子どもが興奮している様子ならば、優しく声をかけ、子どもも落ち着かせる。
- ② 110番通報する。
- ③ 警察が到着するまで、子どもを一人にしない。

## Research

より深く…

## 「安全運転管理者の選任対象」

軽自動車以外の二輪の自動車（総排気量250ccを超えるもの）を利用して貨物を運送する事業を営業者（バイク便事業者など）も安全運転管理者選任義務の対象になります。



## ためしてみよう! ○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている  
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

問1 前面ガラスに、一定の時期に検査を受けたという検査標章けんさひょうしょうをはってない自動車（検査対象外の自動車を除く。）を運転してはならない。

○	×
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問2 前面ガラスには、検査標章など決められたもの以外は、はってはいけない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問3 車の所有者は、強制保険きやうせいほけんに加入するほか一般の任意保険じんいほけんにも加入したほうがよい。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問4 原動機付自転車も強制保険に必ず入らなければならない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問5 自動車検査証や損害賠償責任保険証明書は紛失すると困るので、家に置いておきコピーなどを携帯するのがよい。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶解答と解説は、270ページにあります◀